

・群馬県感染症対策事業継続支援金(8月分・9月分) ・飲食店向け営業時間短縮要請協力金(第3弾)

※本稿では上記2つの支援金、協力金の概要についてご紹介します。なお、制度の要件等は変更される場合もありますので、詳細につきましては群馬県のホームページにて最新の情報確認をお願いします。

1. 群馬県感染症対策事業継続支援金(8月分・9月分)

<支給対象>

県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業及び個人事業者(確定申告を行っている事業者)であつて、次のいずれにも該当する者。

- ① 休業又は時短営業を実施した県内の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。
- ② 令和3年8月(9月)の事業者単位の月間売上高が前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していること。

※月間売上高が50%以上減少している場合は、国(中小企業庁)の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」の対象となりますので、当支援金の支給対象となりません。

※「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の適用に伴う飲食店等及び大規模集客施設等の時短要請協力金の対象事業者は、当支援金の対象となりません。

<支給額>

8月(9月)の売上減少額とし、法人は20万円／月、個人事業者は10万円／月を上限(千円未満切り捨て)。

※算出方法 売上減少額=「前年又は前々年の8月(9月)の売上－本年の8月(9月)の売上」

<申請方法>

郵送・オンライン(専用サイト)による申請。令和3年10月20日(水)まで(当日消印有効)。

9月分は10月中旬の申請開始を予定。

<問い合わせ先>

名 称：感染症対策事業継続支援金センター

電話番号：027-381-8590

受付時間：9:00～17:00まで(平日・土日祝日)



群馬県HP(8月分)



群馬県HP(9月分)

2. 飲食店向け営業時間短縮要請協力金(第3弾)

群馬県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記の期間、営業時間の短縮等を要請しました。この要請に応じ、営業時間の短縮等に協力した事業者を対象に協力金を支給します。

<期間D(8月7日(土)計1日間の要請内容等>

対象地域：県内全域(35市町村)

対象業種：飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗(宅配、テイクアウトサービスを除く)

飲食店、喫茶店、遊興施設(スナック、バー、カラオケボックス等)、結婚式場

要請内容：午後8時から午前5時までの営業自粛。酒類の提供は午前11時から午後7時まで。感染防止対策の実施。

<期間E(8月8日(日)～8月19日(木)計12日間の要請内容等>

対象地域：「重点措置区域(県内20市町村)」と「その他区域(県内15市町村)」

対象業種：期間Dと同様

要請内容：「重点措置区域」午後8時から午前5時までの営業自粛。酒類提供は終日自粛。カラオケ設備の利用を終日自粛(飲食を主たる業としている店舗のみ)。感染防止対策の実施。

「その他区域」午後8時から午前5時までの営業自粛。酒類の提供は午前11時から午後7時まで。カラオケ設備の利用を終日自粛(飲食を主たる業としている店舗のみ)。感染防止対策の実施。

<期間F(8月20日(金)～9月12日(日)計24日間の要請内容等>

対象地域：県内全域(35市町村)

対象業種：①飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている次の店舗(宅配・テイクアウトサービスを除く)、飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店、遊興施設等(スナック、バー等)、結婚式場
②カラオケ店(飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)

要請内容：酒類の提供又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業、ただし酒類の提供(利用者による酒類の店内持込含む)及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合は、午後8時から午前5時までの営業自粛。上記以外の飲食店は午後8時から午前5時までの営業自粛。感染防止対策の実施。

<支給額>

1店舗当たり：1日あたりの支給単価×要請に応じた日数

【1日あたりの支給単価】※千円未満切り上げ

①期間D(県内全域(35市町村))・期間E(その他区域(15町村))

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	83,333円以下	2.5万円【下限】
		83,333円超～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.3
		250,000円超	7.5万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高 減少方式	500,000円以下(売上高減少額)	売上高減少額×0.4又は1日あたりの売上高×0.3の低い額
		500,000円超(売上高減少額)	20万円又は1日あたりの売上高×0.3の低い額

②期間E(重点措置区域(20市町村))

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	75,000円以下	3万円【下限】
		75,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.4
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高 減少方式	500,000円以下(売上高減少額)	売上高減少額×0.4
		500,000円超(売上高減少額)	20万円【上限】

③期間F(緊急事態措置(県内全域(35市町村)))

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	100,000円以下	4万円【下限】
		100,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.4
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高 減少方式	500,000円以下(売上高減少額)	売上高減少額×0.4
		500,000円超(売上高減少額)	20万円【上限】

<1日あたりの売上高の算出方法>※1円未満切り上げ

期間D・E ⇒ 前年又は前々年の8月の売上高合計÷31日

期間F ⇒ 前年又は前々年の8月及び9月の売上高合計÷61日

※注意…売上高とは、飲食業の売上高とし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

<申請方法>

郵送・オンライン(専用サイト)による申請。令和3年10月22日(金)まで。

<問い合わせ先>

名 称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター

電話番号：050-5444-6096

受付時間：9:00～17:00まで(土日・祝日を含む)



群馬県HP
(協力金第3弾)

なお、9月13日～30日を期間とする「第4弾」の協力金支給が予定されています。詳しくは、県のホームページにてご確認ください。